第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	小金原支所

契約業者名・住所	三菱電機ビルソリューションズ株式会社　東日本支所　松戸支店 千葉県松戸市本町１４－２
工事等の名称	松戸市小金原市民センターエレベーター保守点検業務委託
工事等の場所	松戸市小金原６丁目６番地の２
種　別	建物設備等保守・修繕
工事等期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日
契約金額	８３１，６００円
工事等の概要	小金原市民センターに設置されているエレベーターの保守点検業務
随意契約の理由	本業務委託は、エレベーターの安全性、機能、性能を確保すべく適切に保守することを求めております。障害発生時には迅速に対処し、機能を回復・維持することを目的に、保守点検業務を委託するものです。 当該エレベーターは、遠隔監視システムが搭載されており、２４時間体制での監視を行うことができます。年２回の定期点検時に、エレベーターの予防保守の観点から、適切な部品交換を事前に行ないます。障害発生時に、障害発生から復旧まで短時間で対応を行うには、障害履歴等のデータをエレベーター制御システムから入手し、解析作業が必要となります。データの入手には、メーカーが用意しているソフトウェアが必要となります。 また、エレベーターを効率よく運行するための制御方式は、メーカーごとに仕様が異なっております。メーカー独自の設計書を入手できる会社が望ましいと考えます。 以上の諸条件を考慮し、さらに長期保全の観点から当該エレベーター用に製造された保守用部品の調達等を迅速に出来る業者を総合的に判断した結果、当該メーカーもしくはメーカーが設立した保守業者に委託する

	ことが最適となります。 これらのことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約とするものです。 業者の選定にあたり、本業務委託の対象となるエレベーターのメーカーは、三菱電機株式会社 （以下「三菱電機」とする）であることから、三菱電機のエレベーターの保守点検業務を専門に行い、三菱電機のエレベーター保守用部品の販売元でもある三菱電機ビルソリューションズ株式会社を選定するものです。